

令和 6 年度早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年11月 1 日

徳島県警察本部長

第 1 早期退職希望者の募集

職員の退職手当に関する条例（昭和29年徳島県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による定年前に退職する意思を有する職員（以下「早期退職希望者」という。）の募集を実施します。

第 2 募集の対象

職員（地方警務官を除く。以下同じ。）のうち、令和 7 年 3 月31日現在における年齢が45歳から59歳の職員とします。

第 3 退職すべき期日

令和 7 年 3 月31日

第 4 募集の期間

令和 6 年11月 1 日（金）午前 8 時30分から

令和 6 年12月 2 日（月）午後 5 時15分まで

第 5 応募の手続等

1 応募

(1) 早期退職希望者への応募をしようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（退職手当の支給に関する規則（昭和29年徳島県人事委員会規則 6－10。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する申請書をいう。以下同じ。別紙 1）に必要事項を記入の上、第 4 の募集の期間内に、所属長を経由して警務部警務課長に提出してください。

(2) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができません。

ア 令和 7 年 3 月31日現在の年齢が「第 2 募集の対象」に掲げる年齢に該当しない職員

イ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

ウ 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者（会計年度任用警察職員等）

2 認定等の決定

- (1) 応募をした職員（以下「応募者」という。）について、本部長が認定（条例第8条の3第5項の規定による応募による退職が予定されている職員である旨の認定をいう。以下同じ。）をし、又はしない旨の決定をいたします。
- (2) 条例第8条の3第5項各号のいずれかに該当する場合（注）は、認定をしない旨の決定をします。

3 認定又は認定しない旨の通知

応募者に対しては、認定又は認定しない旨の通知をいたします。この通知は、令和6年12月中に行う予定です。

4 応募の取り下げ

応募者（認定の決定を受けた者を含む。）が応募を取り下げたい場合には、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（規則第7条第2項に規定する申請書をいう。別紙2）に必要事項を記入の上、所属長を経由して警務部警務課長に提出してください。

第6 特例措置

退職手当を算定する際に一定の要件に該当する場合は、退職手当の基本額の割増し措置等があります。

第7 この要項に関する問合せ先

1 応募の手続等に関する事項

警務課人事係（2621・2622）

2 特例措置に関する事項

警務課給与管理室（2641・2642）

注 「条例第8条の3第5項各号のいずれかに該当する場合」とは、次に掲げる場合をいいます。

- 1 応募がこの要項に適合しない場合
- 2 応募者が応募をした後懲戒処分を受けた場合
- 3 応募者が2の処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合